

日本言語政策学会 特定課題研究会運営経費補助金支給に関する施行細則

第1条（目的）

本細則は、「日本言語政策学会 特定課題研究会設置のための規定」（以下、「設置規程」）第6条第2項に基づき、特定課題研究会（以下、「研究会」）の運営経費に関する補助金の申請手続き、金額の決定、補助金の支給手続き等の細則について定めるものとする。

第2条（補助金の申請手続き）

補助金の申請は、「特定課題研究会補助金申請書」（以下、「申請書」）に必要事項を記入の上、「研究会」代表者がメール添付または郵送により事務局あてに届け出るものとする。

2. 届出の期間は、毎年度の「研究会」開設申請期間（郵送の場合は消印日）と同じとする。

第3条（金額の決定）

補助金支給額は、申請内容、申請金額の妥当性、申請数、本学会の財政状況等を総合的に勘案して、理事会において決定する。

2. 「研究会」開設2年目以降の補助金申請については、申請年度の前年度の活動報告書および収支報告書（補助金の支給を受けた場合）の提出がない限り、受理されない。

第4条（補助金の支給手続き）

補助金の支給額が決定した場合、事務局はその旨を「研究会」代表者に遅滞なく通知し、かつ決定から2週間に以内に、「研究会」代表者が「申請書」において指定する銀行口座等に補助金を振り込むものとする。

附則

本細則は、2020年1月24日より施行する。

2. 支給額の上限は、施行日より当面の間、上限を1件30,000円とする。